

トラック奈良11

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和5年]2023

No.355



霊山寺 バラ庭園

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

近鉄新大宮駅北側ロータリーにおける荷捌き場整備 ～現地説明～

日：令和5年10月11日(水)

場所：近鉄新大宮駅北側ロータリー

奈良市により、近鉄新大宮駅北側ロータリーに、荷捌き場が整備されました。

荷捌き場は、道路外施設とし区画、案内看板も設置されています。看板には「営業貨物車荷物積み卸ろし停車場です 奈良市」と標示されています。

奈良警察署の増田 成彦交通第一課長から奈良県トラック協会に対し、説明がありました。運輸労連奈良県連合会浦久保 幸浩執行委員長も参加しました。





近鉄新大宮駅北側ロータリーにおける荷捌き場整備 … 巻頭	
指導・監督者育成講習会 ……………	2
健康管理セミナー ……………	4
働き方改革セミナー ……………	6
奈良働き方改革推進支援センターと事前打合せ ……………	8
テールゲートリフター特別教育(学科) ……………	9
不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動 ……………	10
全国トラック運送事業者大会 ……………	11
Gマークラッピングトラック協力会社に感謝状を贈呈 …	12
秋の交通安全県民運動	
西和地域 ……………	13
田原本地域 ……………	14
橿原地域 ……………	15
吉野地域 ……………	16
宇陀・吉野地域 ……………	17
御所地域 ……………	18
高田地域 ……………	19
桜井地域 ……………	20
天理地域 ……………	21
奈良地域 ……………	22
郡山地域 ……………	23

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ ……………	24
■ 近畿運輸局から	近畿運輸局からのお知らせ ……………	25
■ 奈良運輸支局から	奈良運輸支局からのお知らせ ……………	26
■ 国土交通省から	国土交通省からのお知らせ ……………	28
■ 事故対から	事故対からのお知らせ ……………	29
■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ ……………	30
■ 全ト協から	飲酒運転の根絶を目指して ……………	32
	軽油価格調査集計表(2023年8月) ……………	33
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには ……………	34
■ 奈ト協から	11月・12月の行事(予定)表 ……………	36
	事業用自動車事故事例No.99 ……………	37
	トラックの構造上の特性 ……………	38
	KIT事業の案内 ……………	39
	適正化事業・巡回指導報告書 ……………	40
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ ……………	41
	「トラックの日」PR活動 ……………	42～巻末

指導・監督者育成講習会

日時：令和5年9月22日(金) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：34名

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督の実施マニュアル(トラック事業者編) についての解説

トラック事業者は指導及び監督を実施する運行管理者等に対して、必要とされる技能及び知識を習得させるとともに、向上

を図れるよう努めさせることが必要です。独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所チーフの向山諒氏が講師となって国土

交通省が策定した一般的な指導及び監督の実施マニュアルのポイントについて解説しました。主な内容は以下の通りです。



(1) 一般的な指導及び監督の指針の解説



▲講師の向山諒氏

「トラック輸送が我が国の経済を支え、事業用トラックはその主流である」などトラックによる貨物輸送が「社会的な役割」を担っていることも運転者に理解させるとともに、事故を起こした場合には、社会に重大な影響を与えることも十分に説明する。

常に危険を予測する

交通事故を招いているのは、運転者の不注意や安全確認の不履行なども大きな要因になっており、常に危険を予測することが重要。道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮が必要。特に子どもの飛び出しや走行車両の直前直後の高齢者の横断などには注意。また悪天候や夜間の危険に対しては雨が降りだしたらスピードを落とし、車間距離をあけるなど心掛けて頂きたい。

運転適性検査

生理的・心理的要因が交通事故を引き起こす事がある。運転適性診断により、そのままにしておくとは危険を予測する

性(運転のくせ)を測定し、安全運転のためのデータを提供する。適性診断結果の活用にあたっては、乗務の可否を断定しない、色眼鏡で運転者を見ないことが大切で、まずは好ましい点をほめること。ドライバーの実情に寄り添い、一緒に考え相談しながら目標を決めることが助言・指導のポイント。

飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点

飲酒問題を持つ人に対しては、管理者が正しい知識を持ち職場内で認識を共有すること。かばったり見て見ぬふりはしないで、事実と実態を把握し対策を共有し、前向きの気持ちを表現する。

(2) 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

トラック事業者は運転者に対して安全運行に必要な技能と知識を習得させ、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する責務を有する。運転者が違反した場合、トラック事業者も指導

及び監督の責任から処分を受けることになる。そのため運転者に対する指導及び監督を継続的かつ計画的に実施していくこと、点呼等の場において運行ごとに必要な指導及び監督を日常的に

行うことが必要。ドライバーとの積極的な交流で安心感と期待されているという思いをもってもらえるよう肯定的な言葉で寄り添ってほしい。

(3) その他

指導・監督マニュアルの改正概要

令和4年8月に名古屋市の高速道路で乗合バスが、10月には静岡県で観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う

一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部を改正。①坂道での適切な運転操作や②危険箇所の情報を踏まえた運転指導などで、長い下り坂ではフットブレーキを使いすぎるとブレーキが効かなくなる可能性があるためエンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。



▲国土交通省発行のマニュアル



▲図は国土交通省「指導・監督の実施マニュアル」より引用

令和5年度 健康管理セミナー

日時：令和5年10月13日(金) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：13名

定期健康診断の結果をもとに
有所見者を確実にフォローアッ
プすることで従業員の健康を確
保し、従業員の定着率や生産性
の向上となる健康経営につなげ
るとともに高齢ドライバーにお
ける健康と安全対策についても
学ぶ健康管理セミナーを実施し
ました。主な内容は以下の通り
です。



定期健康診断の有効活用と健康経営への活かし方

講師：NPO法人ヘルスケアネットワーク 安島なつき氏



▲安島なつき氏

運輸ヘルスケアナビシステム[®]
は、健診後のフォローを充実さ
せ、健康起因事故の防止を目的
とする全ト協の事業。トラック
運送業界に特化した健康管理に
必要な項目を事業者目線で網羅
し、健診データをエクセルデー
タにおとしこんでいる。健診
データやSAS結果、働き方など
をデータ化し、ハイリスク者の
見える化ならびに要受診者・要
生活改善者の見える化、事故防
止項目の見える化につなげる。

健康起因事故は高血圧、高血
糖、脂質異常の死の三重奏また
は動脈硬化を加えて死の四重奏

者といわれる人がハイリスク者
で、ドライバーの約5人に1人が
該当する。事業者は要再受診の
人を乗務させて健康起因事故を
起こすと安全配慮義務違反にな
る。そこで健康管理対策で最も
重要なのは健診後のフォロー。
要受診者をピックアップしたら
受診を勧奨し受診結果を把握す
ること。受診後の治療状況を確

認し、配置転換などの適正な対
策をする。

健康経営はPDCAサイクルで
あきらめずに経年的にすること
が大切。トラック協会からの補
助金システムもあり、Gマーク
認定を受ける際の加点対象にも
なっているので、ナビシステム
を利用して、こうしたことに役
立ててほしい。

従業員の健康管理に対する企業責任

安全配慮義務

労働環境対策

定期健康診断100%を前提として…

再受診に応じない従業員…
放置を会社が把握しているにも
関わらず、適切な対応を怠った
場合も安全配慮義務違反となる

健康管理対策

受診勧奨の継続
医師への意見聴取
配置転換など事後措置

健康管理対策で最も重要なのは
健診後のフォロー

「出典 NPO法人ヘルスケアネットワーク」

高齢ドライバーと運転業務

講師：NPO法人ヘルスケアネットワーク 副理事長 作本貞子氏



▲作本貞子氏

2022年度の調査によると加齢に伴いハイリスク者の割合が高くなり、50才代で入院患者が増えてくる。60才代の4人に1人が

ハイリスク者で働き方の見直しをはじめめる必要がある。眼の病気による画像のゆがみや欠落、視野狭窄は簡単な検査でもある程度わかるので、まず社内検査を定期的実施し、疑わしい人には精密検査をしてもらう。聴力は60才以上の2人に1人は何らかの異常所見がある。難聴を放置すると認知症のリスクが増えるので早期の対策が必要。60才代以上のドライバーの方には、体調異常時の対応システム搭載車両の導入検討や体調の不調を

申告しやすい会社の雰囲気づくりにも努めたい。ドライバー本人には、早めの休憩をとる、休憩時には歩いたりストレッチをする、眼を温める、短時間（20分）の仮眠をとるなどの自主的な対策をとるよう指導。

高齢ドライバーに対しては、治療と仕事の両立支援に対して認識を深めたり、服薬管理もして点呼時に確認をしてほしい。年齢に応じた運行距離や夜間運転からはずすなどの配車時の配慮で負荷の軽減を図る。

「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」対策の基本知識

全国の事業所の約7割が、まだSAS対策に取り組んでいない。一方、ドライバーの10人に1人が中等度以上（睡眠時7時間に30回以上の無呼吸がある）の要治療者とされている。SASは治療すれば運転業務が可能だが、

放置していると9年後には10人中4人が亡くなる。SASという病気を正しく伝えて、SASスクリーニング検査を受けてもらい、SASの人を不利益に扱わない。自己申告は重症者のすり抜けにつながるので、医師判定の

ある検査をすること。NPO法人ヘルスケアネットワークではオンラインでのSAS対策や解説もしているので、ご利用いただきたい。



「出典 NPO法人ヘルスケアネットワーク」

第3回 働き方改革セミナー

日時：令和5年10月18日(水) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：9名



雇用に関するルール、労働時間と賃金、年次有給休暇などについて奈良働き方改革推進支援センターの町田泰昭氏が解説。後半は奈良労働局の山中靖代氏

が「改正改善基準告示についてのQ&A集」からポイントについて説明しました。また間には奈良働き方改革推進支援センターの業務についての紹介と、

セミナー終了後には個別相談の場も設けられ、熱心な質疑がありました。セミナーの主な内容は以下の通りです。

雇用に関するルール

～労働時間と休日・賃金・年次有給休暇など～

講師：奈良働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 町田泰昭氏



▲講師の町田泰昭氏

雇用に関する労働関係の法令は労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、改善基準告示などがある。法令で定める労働条件の原則は労働者と使用者が対等の立場であるということ。労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間のことで手待ち時間や休憩時間（仮眠時間

を含む）、研修の時間も該当する。法定労働時間は1週間に40時間、1日に8時間を超えてはならないとされており、毎週少なくとも1回の休日を与えないといけない。但し、特別条項付

きの三六協定を労働基準監督署に届け出ること、時間外労働の上限を年間960時間にできる。

奈良県の最低賃金は10月から時給936円になっているが、月給制の場合も基本的賃金を時間

口明示事項の追加(令和6年4月～)

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

で割って算定し、下回らないようにしないといけない。家族手当や皆勤手当、通勤手当や残業代は基本的賃金に含まないので注意を要する。年次有給休暇は通常の労働者の場合、雇入れの

日から起算して6カ月勤務で10日付与、1年6ヶ月で11日、2年6ヶ月で12日付与される。その年に消化しきれない場合、次の年に繰り越せるが付与されて2年経過すると、時効により消

滅する。令和6年4月から労働条件明示事項において就業場所・業務の変更の範囲を明示するなど追加項目があるので確認いただきたい。

改正改善基準告示のQ&A解説

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員 山中靖代氏



▲講師の山中靖代氏

今年の3月、厚生労働省が改善基準告示に関するQ&A集をまとめてホームページ等で掲示。そのQ&Aの中からポイントについて解説。例えば出勤予定の自動車運転者Aが欠勤し、運行管理者Bが代わりに運転する場合、運行管理者Bに改善基準告示は適用されるかなど。春

(令和6年4月適用)からの対応に備えるヒントに。分からない点は個々の事情において判断しないといけないこともあるので労働基準監督署へ問合せをしてほしい。



▲個別相談

奈良働き方改革推進支援センターと事前打合せ

日：令和5年10月3日(火)

場所：奈良県トラック会館

10月18日開催の第3回働き方改革セミナーを前に、奈良働き方改革推進支援センターと事前打合せを行いました。

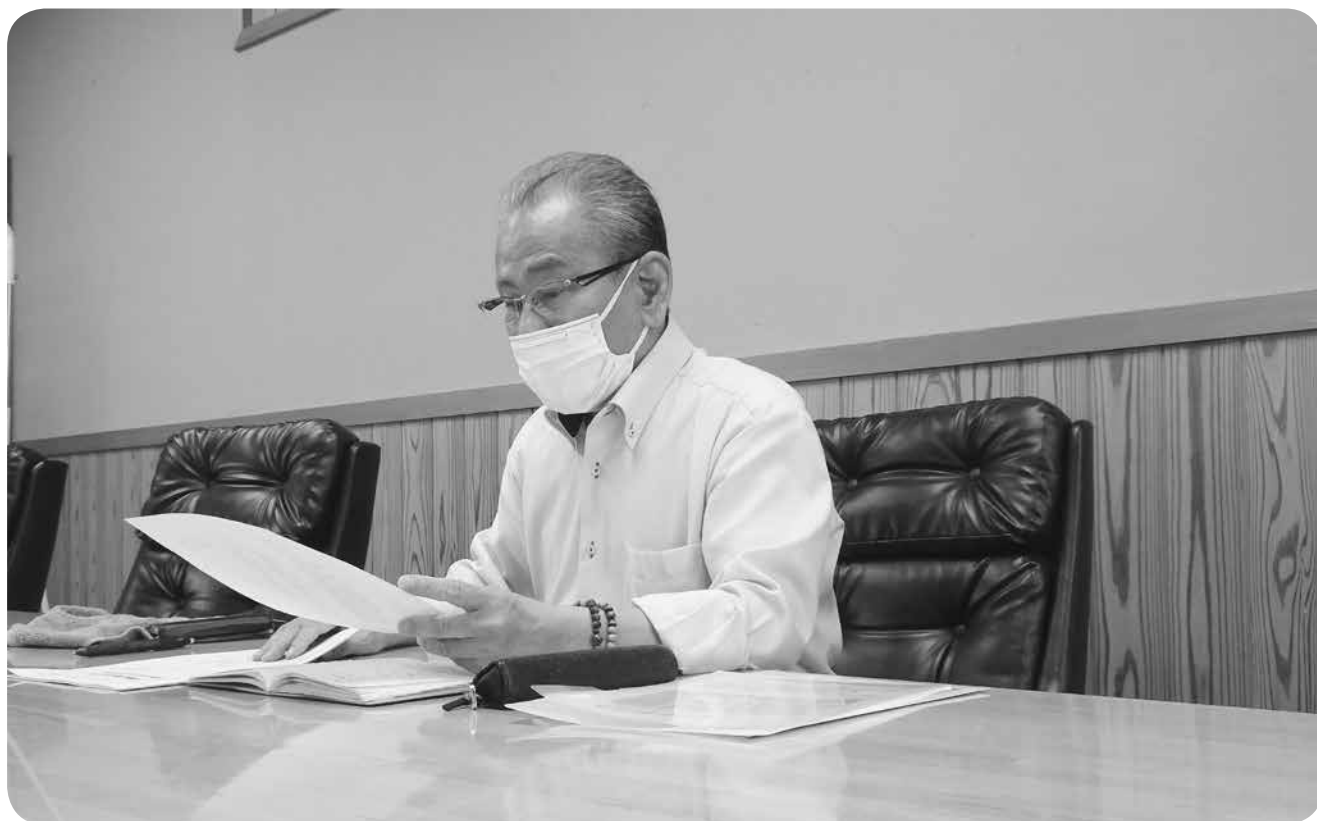
同センターの松岡憲司氏は、「自動車運転者への労働時間の上限規制の適用が迫っています。奈良働き方改革推進支援センターでは、事業所へ訪問させて頂き、相談をお受けする【訪問コンサルティング】を無料で行っています。ちょっとした疑問でも構いませんので、お気軽に申し込んで頂ければと思っています。」

と話がありました。

電話 0120-414-811



左のQRコードから自動車運転の業務の働き方について、
訪問コンサルティングの申込みができます。



▲写真は、松岡 憲司 氏

テールゲートリフター特別教育（学科）

日時：令和5年10月11日(水) 午前10時～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

主催：陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部

参加者：14名

法改正により特別教育が義務に

労働安全衛生法の規則の一部改正により令和6年2月1日からテールゲートリフターの特別教育の義務化が実施されます。これにより来年2月以降、4時間の特別教育（学科）と2時間の実技教育を受けた人しか、テールゲートリフターを扱えなくなります。そこで陸災防主催

の特別教育（学科）を実施。関係法令、テールゲートリフターに関する知識などについて4時間の講習を行い、終了後は修了証が各参加者に手渡されました。講師は松山労働安全衛生コンサルタント事務所の松山直樹氏。主な内容は以下の通りです。



（1）関係法令



▲講師の松山直樹氏

労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とした法令で、主な改正点は①昇降設備や安全帽の着用義務化となる対象車両が最大積載量2t以上に拡大される、②テールゲートリフターの特別教育を義務化、③運転者が運転位置を離れると

きの原動機の停止義務等について適用を除外するの3点。②は来年の2月からだが、①と③はこの10月からは始まっている。違反の場合は50万円以下の罰金が科される。特別教育の記録は、3年間保存しないとイケない。

（2）テールゲートリフターに関する知識

テールゲートリフターの種類と構造を理解し、キャストスリッパなどの器具を的確に使う。作業前の準備と点検・整備を怠らないこと。作業前には周囲の安全を確認し、作業に適し

た保護具や保護帽を適切に着用する。シフトレバーはニュートラルかパーキングに、輪止めをし、コーンで立入禁止エリアを設定。昇降板は最大荷重を把握して、荷を載せる位置により最

大荷重が変化するので、中央の荷台寄りに置くこと。日常の点検時に異常を発見したら、使わず、まず修理をすること。

（3）テールゲートリフターによる作業に関する知識

テールゲートリフターによる労働災害はロールボックスパレットが関係する転倒・転落・飛び降りによるものが多い。キャストロックは必ず使用し、長辺側が車両の前後方向になるよう配置する。「地面側を背にした引き」は、しないで荷台側からの「押し移動」を心掛ける。

テールゲートリフターは危険なものと認識すること。テール

ゲートリフターを止めて階段代わりに使うのはOKだが、人が乗ったままの状態で動かすのはダメ。階段代わりに使用する際は3点支持を忘れず、ロールボックスパレットは持たずに車両を支えにすること。



▲テキスト

不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動

日時：令和5年10月2日(月) 午前9時30分～
場所：奈良・針トラックステーション



▲岡部泰也軽油引取税課長（左）ら4人の県職員が参加

不正軽油は犯罪です

（公社）奈良県トラック協会と県中南和県税事務所は、今年も不正軽油追放の啓発活動を針トラックステーションで実施しました。軽油に灯油やA重油を混ぜた不正な軽油は、製造・販売・使用はもちろん不正軽油に

使用されると知りながら材料を提供・運搬した人も罰せられます。こうした内容のチラシと啓発品を200セット用意し、休憩に訪れた各ドライバーに「不正軽油撲滅の啓発活動です」と説明しながら活動しました。ドラ

イバーの中には「まだこんなことがあるの？」と驚き、啓発チラシをじっくり見る人も何人かいました。

休憩所内には啓発ポスターを10月末まで掲示しています。



▲10月末日まで啓発ポスター等を掲示



▲啓発チラシと啓発品

第28回全国トラック運送事業者大会

日時：令和5年10月4日(水) 午後1時～
場所：札幌パークホテル

全国トラック運送事業者大会が北海道札幌市で開催され、奈良県からは理事・監事17名が参加しました。全体会議では、主催者を代表して（公社）全日本トラック協会 坂本克己会長が、2024年度からのドライバーへの残業規制まで半年を切り、一般社会の関心も高まっている中、一丸となって難局を乗り越えようと挨拶しました。

次に開催地の（公社）北海道トラック協会 工藤修二会長が挨拶を述べました。



続いてシンポジウムでは、「アップデート」で進化「2024問題への挑戦」をテーマに物流事業者のほぼが団体の代表者と有識者の意見交換がありました。

また、記念講演として(株)セコマ 代表取締役会長 丸谷智保氏による「地域密着経営~道内産品を生かしたオリジナル戦略の展開」がありました。

大会の最後に、大会決議が満場一致で採択され、参加者全員でガンバローコールを行い、大会を締めくくりました。



Gマークラッピングトラック協力会社に感謝状を贈呈

令和4年9月から、Gマークラッピングトラックにより、利用者や地域社会への認知度アップ及び運送業界のイメージアップに貢献した辻本運輸株式会社（奈良県北葛城郡広陵町）辻本順一社長に対し、全日本トラック協会長より、感謝状及び記念品が贈呈されました。



▲記念品の写真パネル



▲辻本 順一 代表取締役



▲感謝状



▲バイクやパトカーの試乗もありました

高齢者の事故防止と 交通ルール遵守を呼び かけ



西和地域（支部長・廣瀬久雄）は竹取公園での啓発に支部会員7人が参加。香芝署と西和署が合同で公園内駐車場にパトカーと白バイを展示し、子供向けの試乗会も催しました。活動には河合町職員や交通安全協会の方々も参加。休日の家族連れが訪れる公園で子ども向けの交通安全啓発品も用意し、パトカーに乗った子どもが「交通ルールを守りましょう」とスピーカーで呼びかける一幕もあり、活発

な活動となりました。

開会式では香芝署の桶谷雅祥署長が「今年の交通事故の傾向は65才以上の人が多く事故に遭っている。歩行者の安全、夜間の交通事故を減らし、二輪車のヘルメット着用、電動キックボードのマナー遵守を訴えていきたい」とあいさつ。奈良県交通安全協会香芝支部協会の上赤正明会長は「交通安全県民運動の中で役割を担っていきたい」と述べました。廣瀬支部長は

「久々の交通安全啓発活動を公園に来る家族連れにアピールできた」と話していました。



▲桶谷雅祥署長





ドライバーの交通安全意識向上で交通事故ゼロに



田原本地域（支部長・萩原良介）は唐古・鍵遺跡前交差点で啓発活動を実施しました。啓発に先立ち、萩原良介支部長が「9月30日は“交通事故死ゼロを目指す日”。活動を通じてドライバーの意識を高めて事故防止に取り組んでいきたい。熱中症と事故に気を付けて啓発活動を」とあいさつ。天理警察署の小暮祐也交通課長は「管内では令和4年度から死亡事故ゼロだ

が、物損・人身事故は増加、予断を許せない状況である。啓発活動により事故を抑えたい」と述べました。

啓発活動は支部会員15人と天理署の署員らが南北方向の車線に分かれて実施。信号待ちのドライバーに「秋の交通安全運動期間です。安全運転をお願いします」と丁寧呼びかけながら啓発品を手渡しました。



▲小暮交通課長



▲啓発品を手渡す萩原良介支部長



歩行者の安全、夜間の事故防止を呼びかけ



檀原地域は平日の夕方、通勤帰りなどで混雑する四条町交差点で啓発。警察署前交差点のゼブラゾーン（導流帯）等で署員の協力のもと、支部の会員14人と檀原地区安全運転管理者協会（会長・山辺元康）のメンバーで活動しました。

開始前には乾浩之支部長が「啓発品を渡す際には車に気をつけて事故のないよう活動を」とあいさつ。檀原市交通対策協議会の亀田忠彦会長（檀原市長）

は「事故がなかなか無くならないのでこうした啓発活動をこれからも続けていくことが必要」と述べました。檀原警察署の今西寿広署長は「交通安全運動も5日目だが、夜間や歩行者の重篤な事故が入ってきている。車を運転している方への注意喚起は大事なので、機運を盛り上げていただきたい」としました。

亀田市長をはじめ各参加者は手分けして信号待ちのドライバーらに「交通安全運動期間で

す、ご協力を」と声をかけながら啓発品を渡していました。



▲あいさつする今西寿広署長



▲亀田忠彦檀原市長も啓発



電車利用の方へも 交通安全を呼びかけ



吉野地域は櫻本貴大 支部長ら3人が近鉄吉野駅前で交通安全運動の初日に近鉄吉野駅前で開催された「吉野路交通安全運動決起大会」に参加しました。今回の啓発では電車利用の方にも交通安全を訴えるのが狙い。近鉄下市口駅の協力のもと運動期間中にポスターを駅構内や吉野駅～大阪阿部野橋駅までの路線の車両内に掲示。活動に先立ち開会式で吉野地区交通対策協議会の杵本龍昭会長(下市町長)

が「横断歩道では手をあげて意思表示をドライバーに向けて示してほしい、年間を通して交通事故に対する意識を持っていたきたい」とあいさつ。吉野警察署の井澤敏和署長は「子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶」など4つの取組についての協力を呼びかけました。啓発活動では、吉野駅の改札口で地元特産の「事故ナシ」と書かれ

たナシなどの啓発品を配布。受けとった方は、呼びかけに笑顔で応えていました。



▲あいさつする井澤敏和署長



▲「事故ナシ」と書かれたナシをもつ
(株)大紀代表取締役 清水 徹 氏



▲ナシを手に杵本町長、左側は櫻本支部長



スピードを控えめに 安全運転を



宇陀・吉野地域の会員は、榛原の国道165号西峠交差点で桜井警察署の協力を受け、啓発活動を実施しました。吉野などの観光地を訪れるため通ったドライバーに、割箸やタオルなど支部で用意した啓発品を手渡ししながら「スピードは控えめに。安全運転を心がけてください」などと呼びかけました。

西峠交差点近くにある桜井警察署宇陀警察庁舎前に集合した支部会員を前にあいさつした裏

大二支部長は「コロナ禍で支部の啓発活動も中止せざるを得ない状況が続いてきたが、今春の交通安全運動から活動を再開できた。これまで以上に積極的に声掛けし、少しでも事故防止に貢献していこう」と力を込めました。

同署の宮野勝夫署長は「県内の交通事情は依然として厳しい状況。交通事故の防止には地域の皆様の一体となった取り組みが不可欠。トラック協会の皆様の

このような意欲的な活動に感謝申し上げます」と応じました。



▲あいさつする宮野勝夫署長



▲宮野勝夫署長も啓発



御所地域

啓発活動

交通安全教室

日時：令和5年9月21日(木) 午後4時～

場所：スーパーライフ御所店前広場

日時：令和5年9月22日(金) 午前10時～

場所：御所幼稚園



▲啓発品を寄贈する森本支部長（左奥）、右手前は東川市長

命の尊さを共有



御所地域は、御所市がスーパーライフ前広場で行った啓発活動に支部会員が参加し、啓発品などを配布しました。啓発活動では冒頭、東川裕御所市長が

「今回の活動を通して死亡事故ゼロを参加者全員で目指していただきたい」とあいさつ。高田警察署の朝山昭彦署長が県内の最近の事故状況を報告した後、

会場で配る啓発品の寄贈式が行われました。

幼稚園児にトラックの死角を説明

また啓発活動の翌日には森本好美支部長・西川武志副支部長は同市が奈良県警の協力を受け御所幼稚園で開いた「チビッコ交通安全教室」で講師を務め、園児にトラックの死角について説明しました。交通安全教室で

は森本支部長がトラックのイラストを掲げ、園児に死角を指差してもらいながら運転席から見えないトラックの危険な個所を提示。「停車しているトラックの周りでは絶対に遊んではいけません」などと呼びかけました。



▲御所幼稚園で啓発品を寄贈する森本支部長（右）と西川副支部長（左）



▲交通安全を呼びかける朝山署長



▲トラックの死角について説明する



地域の安全啓発で 死亡事故ゼロを目指す



高田地域は、大和高田市交通対策協議会が市庁舎前の道路で実施した官民連携の啓発活動に参加し、支部から寄贈した啓発品を配りながらドライバーに安全運転の徹底を訴えました。

堀内大造市長は冒頭、市庁舎1階のロビーで参加者を前に「自転車のヘルメット着用の努力義務化やスケートボードの道路走行のルール変更などがあった。事故ゼロを目指す市の取組みもさらに強化していく」など

とあいさつ。県内の事故発生の概況を説明した高田警察署の朝山昭彦署長は「死者数は減っているが事故は増えており厳しい状況に変わりはない。夕暮れが早くなるこの時期、早めのヘッドライトの点灯を心がけてください」と呼びかけました。

啓発活動を終えた西川直利支部長は「路上での声掛けはコロナ禍の影響で中止を余儀なくされてきたが、今秋、ようやく復活する運びとなった。これを機

に支部としての地域の安全啓発にさらに力を入れていきたい」と意気込んでいました。



▲写真右は堀内市長





飲酒運転根絶を宣言



桜井地域は関係の各団体と「卑弥呼の里交通事故死ゼロを目指す日」に参加しました。はじめに桜井市交通対策協議会会長の松井正剛桜井市長があいさつ。「交通事故死ゼロを目指す日として、本日は飲酒運転根絶の宣言をしたい。私たち全員で力をあわせて飲酒運転をさせないという機運を盛り上げよう」とあいさつ。県交通安全協会桜井支部協会の高岸会長は電動キックボードの試乗を体験したことからその危険性を訴えまし

た。また桜井警察署の宮野勝夫署長は「期間中、桜井警察署管内では死亡事故なしでやってこれた。宇陀市では車と自転車の事故が発生し、80代の男性が自転車に乗っていたが、ヘルメットを着用していたおかげで少しのケガで済んだ。今後も取締りを強化して交通啓発も続ける。お力添えをいただき事故なしでやっていきたい」と話しました。交通安全母の会桜井支部の柴田裕美会長が「飲酒運転根絶」を力強く宣言し、啓発活動にうつり

ました。メンバーはのぼり旗や「飲酒運転根絶」の掲示板をもって、学生らが啓発品を配布するのをサポートしました。閉会式では森本禎男支部長の「ガンパロー」宣言で活動を終わりました。



▲松井正剛桜井市長



▲ガンパロー宣言をする森本禎男支部長（右は宮野署長）



▲天理駅前広場コフフンで啓発品を配布

交通弱者の事故防止と 交通ルールへの遵守を



天理地域は平日の夕方、天理駅前の交番周辺で天理市交通安全母の会のメンバーらと啓発活動を実施しました。活動に際して、天理警察署から啓発活動についての説明。巽富美男支部長は「横断歩道では歩行者優先で高齢者や交通弱者を守るよう周知していただき、電動キックボードには交通ルール遵守を呼びかけよう」とあいさつ。啓発には支部会員10人が参加。天理

本通り商店街や駅前、天理駅前広場コフフン周辺などへ手分けして移動しながら、学校帰りの学生や、駅利用の方等に「交通安全運動にご協力を」と声をかけ、啓発品を手渡していました。駅前の主婦のグループはタオルや吉野杉箸の入った啓発品に「ありがとう」と笑顔で応えていました。



▲巽支部長



奈良地域

交通安全決起大会

啓発活動

「交通安全バス出発式」奈良西署

日時：令和5年9月20日(水) 午後2時～ 場所：近鉄西大寺駅北側

生駒署

日時：令和5年9月21日(木) 午前10時～ 場所：アントレ広場

奈良西署 生駒署

日時：令和5年9月26日(火) 午後 2時～ 場所：国道163号 鹿畑町交差点付近



▲キッズポリスの啓発活動をサポート

交通安全バスの 出発式



奈良地域は塚本哲夫支部長ら4人が交通安全運動の前日、近鉄西大寺駅北口で開催された「交通安全バス」の出発式に参加しました。式の前には駅の改札口周辺でキッズポリスに扮した奈良市内の「みずほ保育園」(園長・西村健)園児らが乗降客に交通安全啓発品を配布するのをサポート。園児らは交通安全をよびかけるポスターを制作。奈良交通(株)の平城営業所管

内を走る「交通安全バス」の車内に交通安全運動期間中掲示されます。

出発式では奈良西署の岡田俊則署長があいさつ「交通事故をひとつでも防止したい」と決意を述べました。そのあと園児代表がポスターを運転手に贈呈。キッズポリスが交通安全メッセージを「横断歩道は手をあげて渡りましょう、飲酒運転はしないでね」などと唱和しました。

式終了後、園児らを乗せたバスが、参加者の見送りを受けながら出発しました。



▲岡田俊則署長



▲バスの出発を見送る参加者



▲駅の東口のロータリーで

交通ルールを守って 安心・安全な交通社会 を目指す



郡山地域（中秀夫支部長）の支部会員はJR郡山駅周辺で啓発活動を行いました。郡山地域のメンバーは手分けして、同駅の東口のロータリー、西口のロータリー、改札口の3か所で、今回の奈良県の重点課題である二輪車等の交通ルール遵守及び交通事故防止など、交通安全の大切さについて訴えかけました。

「事故にまきこまれやすい歩

行中の子どもや高齢者などの安全の確保。自転車に乗るときのヘルメットの任意着用。飲酒運転はしないさせない。交通ルールを守って、誰にとっても安心安全な交通社会になることを目指しましょう」と中秀夫支部長。

支部員から交通安全についての語り掛けとともに。啓発品を受け取った通勤通学途中の方たちは、忙しい時間帯ながら、足を止めて耳を傾け深く領いた

り、「お疲れさまです」と声を返すなど好意的に捉えてくださる方が多く、有意義な啓発活動となりました。



▲中秀夫支部長



▲小学生にも笑顔で声掛け



▲改札口で

近畿交通共済からのお知らせ

今年度の事故防止標語等入選作品のご紹介

今年度の交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会：近畿共済など全国15のトラック共済の連合組織）主催の「事故防止に関する標語・体験記・児童画」の募集につきましては、多数の組合員従業員、ご家族の皆様からご応募をいただき、誠にありがとうございました。

応募作品の選考は、去る10月3日に行われた交協連事故防止正副委員長会議において、入選作品が決定しました。その結果、当組合からの応募作品のうち下記の方々の作品が見事に入選されました。（敬称略）

標語の部	佳作	いざ出発 心と荷物の 帯締めて	(株)フジライン 小林 宏年
	佳作	ドラレコも 他人も見ている 乱暴運転	(株)ワイエー物流 木村 浩
	佳作	バック時の 目視確認 必須だよ	(株)つばめ急便 外山 政司
体験記の部	優秀賞	努力を無駄にしない。	新運輸(株) 山田 拓
児童画の部	高学年の部	最優秀賞 3つの「リ」	江南工業(株) 南 俊輔(5年生)
		佳作 飲酒運転禁止！！	稲野運輸(株) 今野 晴音(4年生)
	低学年の部	佳作 やさしい気持ちで安全運てん	越野運送(株) 石原 綾(3年生)
		佳作 トラックゆうえんち	久米田運送(株) 山本 悠華(3年生)

標語の部 入選作品(最優秀賞・優秀賞)

最優秀賞	交差点 渡る笑顔と 待つ笑顔	(関東) 増田運輸(株) 千葉営業所 佐藤 孝仁
優秀賞	近づけば 危険も近づく 車間距離	(北海道) 遠軽通運(株) 三条 直博
優秀賞	事故ゼロは 危険予知の 積み重ね	(北海道) 武田運輸(株) 白鳥 美咲
優秀賞	バック時は 降りて確認 見て確	(新潟) 三福運輸(株) 五月女 奈緒美
優秀賞	慣れた道 その安心感が 事故のもと	(関東) 柴又運輸(株) 森田 剛史
優秀賞	構内の 慣れと油断が 事故のもと	(神奈川) (株)後藤田商店 川満 良則
優秀賞	大丈夫 その「大丈夫」は 大丈夫？	(神奈川) (株)不二運輸倉庫 野村 栄蔵
優秀賞	大丈夫 その思い込みが 大事故に	(中部) トランコムDS(株) 黒田 優
優秀賞	煽るより ゆずる心で 事故ゼロへ	(三重) 北勢運送(株) 渡邊 将幾
優秀賞	保ててる？ 心にゆとりと 車間距離	(兵庫) (株)新宮運送 上田 三枝子
優秀賞	通学路 飛び出しあるよ 最徐行	(中国) 昭和陸運(株) 梅田 達明
優秀賞	後退時 頼るカメラに 死角あり	(四国) 港運送(株) 金山営業所 新居 凌吾

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近 畿 共 済 の 自 動 車 共 済 ・ 自 賠 責 共 済 を ご 利 用 く だ さ い

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

近畿運輸局からのお知らせ

近畿運輸局からのお知らせ

～トラックGメンは適正な取引を阻害する疑いのある
荷主企業・元請事業者の情報を収集しています～

①トラックGメンとは

- ▶ トラック運送事業者への積極的な情報収集を開始します。
- ▶ トラック法「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度の実効性を強化します。

特設サイトは
こちら



②トラックGメンはなぜできた

- ▶ トラック運転者の担い手不足が課題となるなか、荷主等の理解と協力の下、荷待ち時間の削減等により、運転者の労働条件を改善することが急務となっています。
- ▶ 国交省ではトラック法に基づく荷主等への「働きかけ」等による是正措置を講じてきましたが、依然として、長時間の荷待ちや、運賃・料金の不当な据え置き等が十分に解消されていません。
- ▶ そのため「トラックGメン」を創設、調査結果を「働きかけ」等に活用し、実効性を確保することとしました。

③「働きかけ」「要請」「勧告・公表」とは

- ▶ トラック運送事業者の法令遵守には荷主の配慮が重要であることの理解を求めることです。（「違反原因行為」の疑いのある荷主に対して「働きかけ」などを段階を踏んで実施）
- ▶ 「違反原因行為」とはトラック事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為のことです。（長時間の荷待ち、運賃・料金の不当な据え置き、依頼とは異なる附帯業務の強制 など）



～トラック運送事業者の皆様へ～

違反原因行為をしている荷主情報について、
国土交通省職員(トラックGメン)による訪問調査
や電話聴取にご協力をお願いいたします

長時間労働や適正な取引を阻害する違反行為等についての情報をお寄せください

国土交通省

意見等募集窓口



長時間の荷待ちや契約にない附帯業務の強要など違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を収集しています。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課
06-6949-6447（トラックGメンまで）

厚生労働省

長時間の荷待ちに関する
情報メール窓口

荷主・元請運送事業者の都合による長時間の荷待ちに関する情報を収集しています。



公正取引委員会

違反行為情報提供フォーム

下請事業者（匿名）から、買いたたきなどの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を収集しています。



詳細はQRコードの読み取り先をご覧ください。

奈良運輸支局からのお知らせ



トラックGメン始動

～物流SOSを話せる環境へ～

『積込先、配送先でのお困りごと、トラックGメンに話してみませんか？』

恒常的に長い待ち時間



適正取引における運賃・料金等の不当な据え置き



国土交通省
意見等募集窓口
(国交省HP内)

無理な到着時間の設定



過積載になるような依頼



大型台風や豪雨・豪雪日の配送



「トラックGメン」は、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の情報を集めています。

頂いた情報は、貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、荷主に対して配慮を求めます

※荷主等への対応にあたり、情報提供者を特定する情報（社名など）は、伝えません。
荷主等から情報提供元が特定されないよう配慮します。

【お電話での問い合わせはこちら】

近畿運輸局奈良運輸支局トラックGメン
0743-59-2151



トラックGメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中

裏面の様式に記入のうえ、FAXで奈良運輸支局まで情報提供頂くことも可能です。

該当する□にレ点を付けて下さい。(複数回答可)

- ☐ 長時間の荷待ち
- ☐ 契約にない附帯業務
- ☐ 運賃・料金の不当な据置
- ☐ 過積載の指示・容認
- ☐ 無理な運送依頼
- ☐ 異常気象時の運送依頼
- ☐ その他（ ）

記入例（「16時」に到着指定され、定刻に着いたのに「3時間」以上待たされた。）

荷主名	
支店・営業所名	
住所	
荷物の種類	例) 食料品 等

会社名・所属（任意）		
お名前（任意）		
連絡先（電話番号・メールアドレス）（任意）		
運輸局（運輸支局）からの連絡可否（※１）	☐ 連絡可	☐ 連絡不可
「働きかけ」等への使用可否（※２）	☐ 使用可	☐ 使用不可

(※2) 「使用可」にチェックが入っている場合、荷主への貨物自動車運送事業法に基づく対応の検討・活用等に使用させていただきます。

奈良運輸支局から 27

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足、カーボニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。
- 何れも対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。
- 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、（1）商慣行の見直し、（2）物流の効率化、（3）荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。

➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化（※）も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

（1）商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負担の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制措置等の導入（※）
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制措置等の導入（※）
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（トラックGMX（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃受取・価格転嫁円滑化等の取組み（※）
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

（2）物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進（バス予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「物流GX」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「物流DX」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバースポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「物流標準化」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の物流拠点（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制（80km/h）の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸送の促進（※）
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化（※）
- ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

（3）荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制措置等の導入（※）
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を評価・公表する仕組みの創設
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ 再配達削減に向けた取組み（再配達率「半減」に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る広報の推進

2. 施策の効果（2024年度分）

	(施策なし)	(施策あり)	(効果)
荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間×達成率3割	: 4.5ポイント
積載効率の向上	38%	→ 50% ×達成率2割	: 6.3ポイント
モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント
再配達削減	12%	→ 6%	: 3.0ポイント
合計			: 14.3ポイント

2030年度分についても、2023年以内に中長期計画を策定

3. 当面の進め方

2024年初

- ・ 通常国会での法制化も含めた規制措置の具体化

2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「標準運送約款」「標準的な運賃」の改正等
- ・ 再配達率「半減」に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた業界・分野別の自主行動計画の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた政府の中長期計画の策定・公表

速やかに実施

- ・ 2024年における規制措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

事故対からのお知らせ

令和5年度 運行管理者等一般講習(動画視聴方式)追加開催のご案内



独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する運行管理者等一般講習について下記のとおり**追加開催**いたします。

1. 開催日・会場等 (実施会場を変更しておりますのでご注意ください。)

■ 一般講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 5年12月 7日(木)	貨物	自動車事故対策機構 奈良支所	令和5年 11 月 1 日
令和 5年12月14日(木)			

● 受付時間は、9:10～9:50です。講習時間は、9:50～16:00頃です。

2. 申込開始日

令和 5 年11月1日 なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

インターネットでのご予約をお願いいたします。

ご予約はこちらをクリック → [指導講習 予約申込ページ](#)

予約申込ページ URL → <https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

お一人様：3,200円（消費税・テキスト代を含む）

※(公社)奈良県トラック協会の会員事業者は、同協会の助成事業により受講料は不要です。

5. その他

本講習に関するお問い合わせは当支所までお願いします。 電話 0742-32-5671

なお、駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

また、講習当日の都合が悪くなり欠席される場合は、キャンセル待ちをされている方もおられますので、早めにキャンセルの手続きをお願いいたします。

奈良労働局からのお知らせ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

働きがいの

そばには労働保険。

労働保険

労災保険 + 雇用保険

☑ 雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っていたら、
労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ▶

<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(一社)全国労働関係団体連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続義務のある事業場

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除外されています。
※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。
労災保険は、短時間労働者（パート、アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。
※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？



1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利。

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

[電子申請ホームページ](#) ▶



労働保険料及び一般納金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。

[口座振替ホームページ](#) ▶



飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

アルコール検知器の使用の徹底

点呼の実施とアルコール検知器の使用

点呼執行体制の強化

- ・ 運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- ・ 点呼執行場所の照明等の環境改善

<参考>

- ◎アルコール検知器備え義務違反
- 検知器の備えなし（「備えなし」とは、アルコール検知器が1器も備えつられていない場合をいう）
 - ・ 初違反 60 日車
 - ・ 再違反 120 日車

乗務開始前の点呼※

<参考>

- ◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
- 常時有効保持義務違反とは
 - ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
 - ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
 - ・ 初違反 20 日車
 - ・ 再違反 40 日車

- ・ アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・ 対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ・ ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

- ・ 対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓであるか否かを問わない

乗務終了後の点呼※

- ・ アルコール検知器による酒気帯びの有無の測定
- ・ 対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる

アルコール検知器の設置

- 営業所ごとにアルコール検知器を設置する
- 対面点呼ができない場合等に備えて、必要に応じて携帯型アルコール検知器を備え置か、又は事業用自動車に設置する
- アルコール検知器は、呼気中のアルコールの有無や濃度を検知し、警告音、警告灯、数値等で示すものを備え付ける

※アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む

アルコール検知器の保守管理

アルコール検知器を常に正常に維持し、故障等のないよう保守管理するために次のことを実施する

- 毎日確認する事項
 - ・ アルコール検知器の電源が確実に入ること
 - ・ アルコール検知器に損傷がないこと
- 少なくとも1週間に1回は確認する事項
 - ・ 確実に酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
 - ・ アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを口内に吹きかけてアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること
- アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、上記の事項のいずれも運転者の出発前に行う

軽油価格調査集計表(2023年 8 月)

令和 5 年 9 月 25 日現在
(公社) 全日本トラック協会

2023 年 8 月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	135.57	123.44	133.43

2023 年 8 月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	129.21	123.64	132.99
出光昭和シェル	147.28	123.64	130.75
キグナス			
コスモ	129.50	122.42	136.33
その他	137.33	123.97	133.46

2023 年 8 月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	136.85	123.45	134.81
30～50キロリットル未満	129.00	123.33	125.17
50～100キロリットル未満	130.00	124.08	
100キロリットル以上		122.71	

2023 年 8 月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	126.00	123.47	131.54
30～60日未満	137.33	123.19	134.02
60日以上	142.10	125.93	

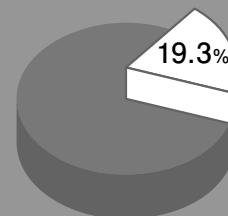
軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

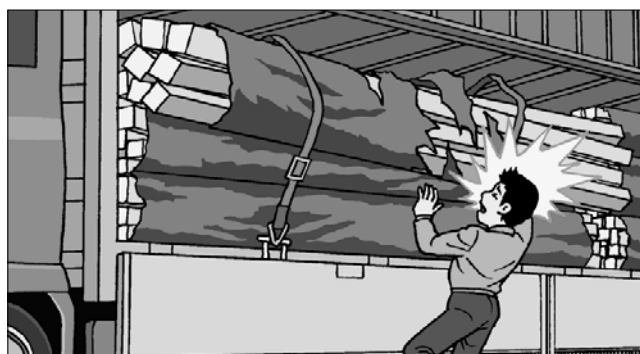
	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年 4 月	120.78	110.97	120.72
2023年 5 月	122.00	109.25	122.76
2023年 6 月	122.63	113.17	120.64
2023年 7 月	128.81	116.53	124.12
2023年 8 月	135.57	123.44	133.43

※消費税抜きの価格となります。

重大な労働災害を防ぐためには

2 トラック・荷台等での
荷崩れによる
死亡災害

「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛^{こばく}が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

**事例 1 固定ベルトを外した途端に
多くの角材が落下（死亡災害）**

被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

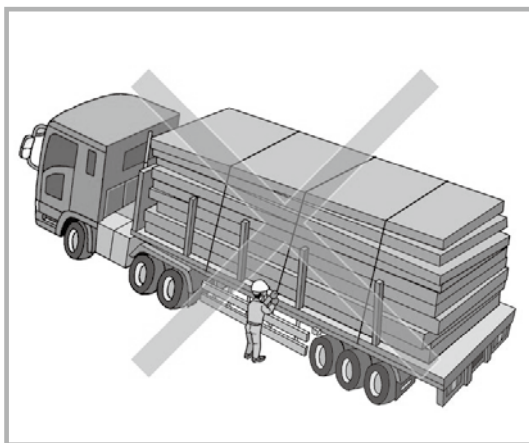
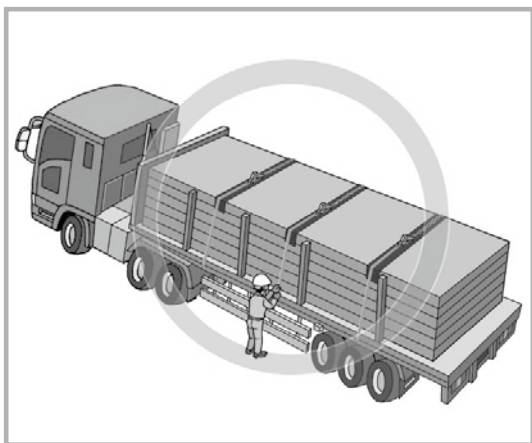
**事例 2 ドラム缶とともに転落。
ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）**

被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対策

積付け時には、積荷の状態を確認すること（積みおろし配慮）



ひとこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょう。

また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょう
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施しましょう
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施しましょう
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検しましょう
- ▶ 荷崩れに繋がりやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回など）をしないようにしましょう
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認しましょう



参考資料

「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会



トラック協会・陸災防奈良県支部

11月の行事(予定)表

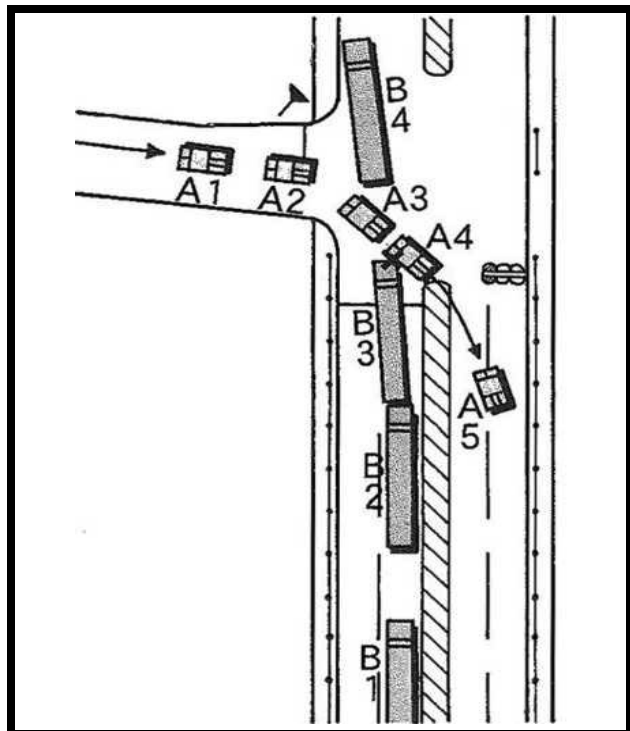
日	曜	時 間	行 事	場 所
2	木	13:30～	グリーン経営促進研修会	奈良県トラック会館
8	水	13:30～	整備管理者選任後研修	奈良県トラック会館
9	木	14:00～	環境キャンペーン広報活動	近鉄郡山駅前周辺
11	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
12	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
13	月	13:30～	整備管理者選任後研修	奈良県トラック会館
14	火	15:00～	令和5年度安全性優良事業所奈良運輸支局長表彰式	奈良運輸支局2階会議室
15	水	14:00～	第3回改善基準告示 解説セミナー	奈良県トラック会館
17	金	13:30～	省エネ運転講習会	奈良県トラック会館
20	月	11:00～	奈良県過積載防止対策連絡会議 啓発活動	針トラックステーション
20	月	13:30～	トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー	奈良県トラック会館
21	火	10:00～	引越基本講習	奈良県トラック会館
22	水	10:00～	引越管理者講習	奈良県トラック会館
24	金	14:00～	令和5年度安全性優良事業所近畿運輸局長表彰式	近 畿 運 輸 局
25	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
26	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
28	火	10:00～	テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座	奈良県トラック会館
29	水	13:00～	第2回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館

12月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	金	13:30～	プラン2025目標達成セミナー	奈良県トラック会館
2	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
6	水	13:30～	第4回働き方改革セミナー	奈良県トラック会館
7	木	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県トラック会館

事業用自動車事故事例 No.99

(一般貨物) 右折する普通乗用車と大型貨物車の事故



事故類型：右折時衝突

発生日時：

当事者A：普通乗用車 20歳代 女性

当事者B：政令大型トラック

30歳代 男性

(事業用運転者)

■ 事故の概要

Aは、一時停止規制のあるT字路交差点を右折するため前車に続き一旦停止しました。右方から進行中のB車を発見しましたが、左方からの車両がなかったので前車に続き発進し、右折を開始しました。その時クラクションが鳴り、B車の接近に気づいて衝突を避けるために加速しましたが間に合わずB車に衝突しました。

Bは、片側2車線道路の第2車線を時速約70kmで走行中、前方青信号の交差点左方道路から右折してきたA車を発見し、エンジンプレーキで減速しましたが、先行車に続いてA車が右折してきたため、クラクションを鳴らし警告を発して、そのまま直進しようとしていました。しかし、A車がそのまま進行してきたため、左に急ハンドルを切り急ブレーキを踏みましたが間に合わず自車右前面がA車右後面に衝突しました。

■ 事故から学ぶ

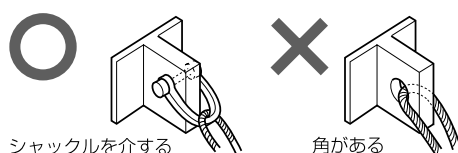
この事故は、Aの判断ミスによる無理な右折が主な原因と言えます。B車はAが判断したより速く接近しており、結果的に衝突してしまいました。AはB車が進行してくるのを発見したのですから、停止線できちんと停止してB車の動きに注意し、その通過を待つてから発進すべきでした。安易に前車に追従して進行することは非常に危険な行為です。

Bにも落ち度がないとは言えません。Bは、A車の先行車が右折進行してきた時に減速しましたが、続いて進行してきたA車を発見してもクラクションを鳴らしただけで、そのまま進行できるものと考えました。相手車が必ずしもクラクションの意図を理解するとは限りません。安全を最優先に考えれば、A車に進路を譲ることも可能でした。自分の優先進行よりも安全を優先に考え、譲り合いの精神で運転しましょう。

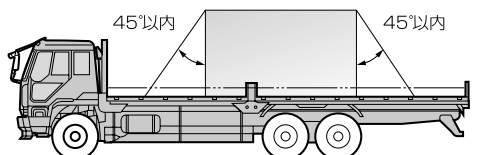
トラックの構造上の特性

III
積載と運転

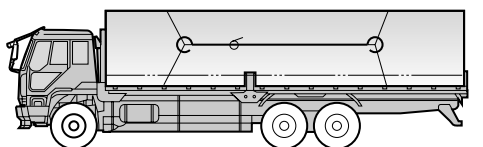
⑨ 積荷等を保護するため、当て物をして、積荷には直接ロープや荷締機を当てず、角張った箇所へ直接ロープを当てない。積荷の金具が角張っている場合は、必ずシャックルを介して固縛します。



⑩ 積荷とワイヤーロープとの張り角度は、なるべく45度以内にします。



⑪ 荷締機を下図のように使用しない。走行中の振動により、積荷が少しずれただけでも固縛の張力がなくなるうえに、左右のロープに大きな張力がかかり、切断されやすくなります。



⑫ ワイヤーロープを結んだり引っかけて使用すると、その強度は約半分になるので、できるだけ結んで使用しないようにします。

⑬ 固縛箇所と積荷とあおりとの間に隙間のある場合は、そのまま固縛せず木材等で埋めます。

<一般貨物の荷扱い指示マーク>

貨物の荷扱いを指示するために付けるマークで、19種類のマークが定められています。

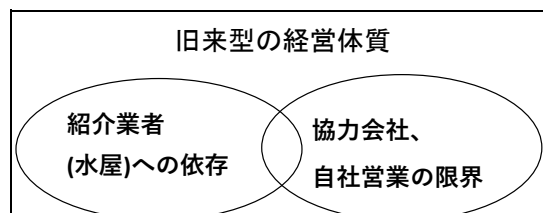
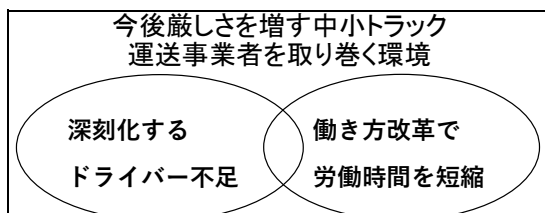


K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ

求荷求車ネットワーク「WebKIT2+」



WebKIT2+
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

＊ ＊ 運賃の集金は組合精算ですので安心です ＊ ＊

＊ 運賃の支払いは45日サイトです。 ＊

＊ 軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。 ＊

☆輸送

運賃＜事例＞

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車
運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和5年	8月	9月
軽油	132円	126円

ENEOSウイング 軽油価格

令和5年	8月	9月
軽油	130円	125円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会

(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー / 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
1L = 78～79円(令和5年9月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

適正化事業・巡回指導報告書(令和5年9月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和5年9月実施状況		令和5年度月別実施件数								
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	実施件数合計		
		4月	17件	8月	11件	12月	件			
9件	9件	5月	7件	9月	9件	1月	件	58件		
		6月	8件	10月	件	2月	件			
		7月	6件	11月	件	3月	件			
令和5年9月実施結果										
調査事項								調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。						9	0	0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。						9	0	0%
		3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。						9	0	0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。						9	0	0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。						9	0	0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)						8	0	0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。						9	0	0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。						9	0	0%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。						5	0	0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。						0	0	0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。						9	0	0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。						9	0	0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)						8	0	0%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。						9	0	0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。						9	0	0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。						9	0	0%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。						9	0	0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。						9	1	11.1%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆						9	0	0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。						9	0	0%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。						9	0	0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆						8	0	0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。						5	0	0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。						9	0	0%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。						8	1	12.5%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。						8	1	12.5%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。						9	0	0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。						9	0	0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。						9	0	0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。						9	0	0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。						9	0	0%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。						8	0	0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。						9	0	0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)						9	0	0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。						9	0	0%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。						9	1	11.1%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。						9	1	11.1%
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。						9	0	0%
指導件数合計								319	5	1.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	8(1)件	件	1件	件	件	件	9(1)件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	8(1)件	件	1件	件	件	件	9(1)件

() は会員外の件数です

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

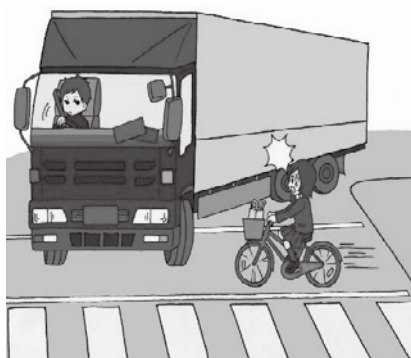
10月15日現在(概数)

区 分	令和5年	令和4年	増減数	備 考
総件数	30,552 件	28,818 件	1,734 件	1日に約 106 件
人身事故件数	1,978 件	1,970 件	8 件	1日に 7 件
死者数	19 人	23 人	-4 人	約15日に 1 人
負傷者数	2,414 人	2,348 人	66 人	1日に約 8 人
物損事故件数	28,574 件	26,848 件	1,726 件	1日に約 99 件

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

10月15日現在(概数)

区 分	令和5年	令和4年	増減数
総件数	1,540 件	1,461 件	79 件
人身事故件数	95 件	104 件	-9 件
死者数	2 人	3 人	-1 人
負傷者数	130 人	124 人	6 人
物損事故件数	1,445 件	1,357 件	88 件



3 奈良マラソン2023の開催について

12月10日(日)は「奈良マラソン2023」が開催されます。



奈良マラソン当日は奈良市内及び天理市内のマラソンコース及び周辺道路において交通規制が実施されます。

交通規制へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

詳しい情報は奈良マラソン公式WEBサイトをご確認ください。



<http://www.nara-marathon.jp/>



「トラックの日」PR活動

日時：令和5年9月23日(土・祝) 午前10時～
場所：近鉄奈良駅前 行基広場



エッセンシャルワーカーとして物流を止めない

秋の日の朝、近鉄奈良駅は国内外の観光客や地元の人々の往来でにぎわっていました。奈良県トラック協会では秋の交通安全県民運動にあわせて「トラックの日」の街頭啓発活動を奈良警察署と連携して行基広場で実施。当日は奈良県立高円芸術高等学校吹奏楽部の部員も参加し、演奏を披露。会場を盛り上げました。

開会にあたって塚本哲夫会長は「我々運送事業者としても事故防止、交通安全は一丁目一番

地、事故防止のPRと業界のPRのため企画したイベント。業界内は資源価格の高騰、人手不足、2024年問題でいわれている労働時間の短縮など課題山積だが、エッセンシャルワーカーとしては物流を止めるわけにはいかない。精一杯皆様の物流を支えていきたい」とあいさつ。奈良警察署の小畑浩康署長は「交通事故に遭わない、交通事故を起こさない、交通安全に気をつけて期間中を過ごしていただき、その先も交通安全に努めて

頂きたい。奈良の地から奈良県全体、全国に交通安全の意志を発信したい」と述べました。啓発に当たって協会では「物流ってなに?」「荷物はどうやって運ばれてくるの?」と表示した紙袋にトラックミニ百科、タオル、吉野杉「箸」、災害用アルミブランケットを詰め合わせて1,500セットを用意。協会の役員や各支部のスタッフらが手分けして演奏を楽しんでいる人や電車利用の観光客らに声をかけながら配布しました。



▲塚本哲夫会長



▲小畑浩康署長



トラックの日とは？

全日本トラック協会と47都道府県トラック協会では平成4年から10月9日を「トラックの日」と定め、緑ナンバートラックの役割・重要性を社会にアピールしています。

トラック奈良 2023 年11月 第 355 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

新型コロナウイルス感染症

基本的な感染防止策

新型コロナウイルスの特徴を踏まえた自主的な感染対策を心がけましょう。

「換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用」が、
3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)の遮断に有効です